

**XXV. EU (欧州連合)**  
**(European Union)**

---

<目次 ~EU~>

第1章	金融監督機関の概要	2
1.	欧州中央銀行（ECB）	2
(1)	目的	2
(2)	業務	3
(3)	組織	3
2.	欧州システミックリスク理事会（ESRB）	5
(1)	目的	5
(2)	業務	5
(3)	組織	6
3.	欧州銀行監督機構（EBA）	9
(1)	目的	9
(2)	業務	9
(3)	組織	10
第2章	金融規制・監督に関するEU規則・指令等の概要	11
1.	EUの法体系と立法過程	11
(1)	法体系	11
(2)	立法過程	12
2.	銀行の健全性に関する規制（CRR II・CRD V）	13
(1)	自己資本比率（CRR II第92条）	13
(2)	流動性規制（CRR II第428条、第460条）	14
(3)	レバレッジ比率（CRR II第92条）	14
(4)	資本バッファー	14
(5)	EU域外の銀行に対する中間親会社の設置義務付け（CRD V第21条）	16
3.	銀行の破綻処理に関する規制（BRRD II）	16
(1)	破綻の準備と回避（BRRD II第2編）	16
(2)	早期介入（BRRD II第3編）	17
(3)	破綻処理の手段と権限（BRRD II第4編第4章～第6章）	17
(4)	各国当局間の協力（BRRD II第5編）	18
(5)	破綻処理基金（BRRD II第7編）	18
4.	預金保険制度に関する規制（DGSD）	18
(1)	保護される預金の額（DGSD第6条）	18
(2)	対象となる預金・預金者の範囲（DGSD第2条・第5条・第7条）	19
(3)	預金者への払い戻しの期限（DGSD第8条）	19
(4)	積み立て方法（DGSD第10条・第12条・第13条）	19
(5)	基金の使用（DGSD第11条）	19
5.	金融商品の取引に関する規制（MiFID II・MiFIR）	19
(1)	市場構造の枠組みの導入	20

(2)	透明性の向上	20
(3)	投資家保護の強化	21
(4)	第三国企業のアクセスに係る統一的な枠組みの導入	22
第3章	金融機関に対する許認可・監督の枠組み	23
1.	銀行免許の付与	23
(1)	銀行免許（CRDV第8条）	23
(2)	経営計画と組織構造（CRDV第10条）	23
(3)	経済的必要性（CRDV第11条）	23
(4)	当初資本金（CRDV第12条）	23
(5)	実効的な管理と本社の所在（CRDV第13条）	23
(6)	株主と構成員（CRDV第14条）	23
2.	検査・監督	24
(1)	母国当局と現地国当局の管轄（CRDV第49条）	24
(2)	行政処分とその他の行政措置（CRDV第65条）	24
(3)	当局による審査・評価（CRDV第97条）	24
(4)	当局による検査の計画（CRDV第99条）	25
第4章	最近の動向	26
1.	銀行同盟の状況	26
(1)	単一監督メカニズム（SSM）	27
(2)	単一破綻処理メカニズム（SRM）	29
(3)	預金保険制度の統一（EDIS）	31
2.	リテール決済システムの動向	32
(1)	決済サービスに関する規制	32
(2)	決済サービスに関するEU法の見直し	33
(3)	単一ユーロ決済圏（SEPA）	34
(4)	フィンテックに関する取り組み	35
	<出所資料一覧>	37

<略語集>

略語	原語（英語）	日本語訳
AISP	Account Information Service Provider	口座情報サービス提供者
APA	Approved Publication Arrangement	認定公表機構
ARM	Approved Reporting Mechanism	認定報告機関
BRRD	Bank Recovery and Resolution Directive	銀行再建・破綻処理指令
<b>BRRD II</b>	<b>Bank Recovery and Resolution Directive II</b>	<b>第2次銀行再建・破綻処理指令</b>
BTS	Binding Technical Standards	法的拘束力のある技術的基準
CEBS	Committee European Banking Supervisors	欧州銀行監督当局委員会
CET1	Common Equity Tier 1	普通株式等 Tier 1
CRDIV	Capital Requirements Directive IV	第4次自己資本要件指令
<b>CRDV</b>	<b>Capital Requirements Directive V</b>	<b>第5次自己資本要件指令</b>
CRR	Capital Requirements Regulation	自己資本要件規則
<b>CRR II</b>	<b>Capital Requirements Regulation II</b>	<b>第2次自己資本要件規則</b>
DGS	Deposit Guarantee Schemes	預金保証スキーム
DGSD	Deposit Guarantee Schemes Directive	預金保証スキーム指令
EBA	European Banking Authority	欧州銀行監督機構
ECB	European Central Bank	欧州中央銀行
EDIS	European Deposit Insurance Schemes	欧州預金保険スキーム
EEA	European Economic Area	欧州経済領域
EFC	Economic and Financial Committee	経済・財政委員会
EIOPA	European Insurance and Occupational Pensions Authority	欧州保険・年金監督機構
EMI	European Monetary Institute	欧州通貨機構
EMU	Economic and Monetary Union	経済通貨同盟
ESAs	European Supervisory Authorities	欧州監督機構
ESCB	European System of Central Banks	欧州中央銀行制度
ESFS	European System of Financial Supervision	欧州金融監督制度
ESMA	European Securities and Markets Authority	欧州証券・市場監督機構
ESRB	European Systemic Risk Board	欧州システミックリスク理事会
G-SIIs	Global Systemically Important Institutions	グローバルなシステム上重要な機関
MiFID	Markets in Financial Instruments Directive	金融商品市場指令
MiFID II	Markets in Financial Instruments Directive II	第2次金融商品市場指令
MiFIR	Markets in Financial Instruments Regulation	金融商品市場規則
MREL	Minimum Requirement for own funds and Eligible Liabilities	自己資本と適格負債に関する最低所要水準
MTF	Multilateral Trading Facility	多角的取引施設
O-SIIs	Other Systemically Important Institutions	その他のシステム上重要な機関
OTF	Organised Trading Facility	組織化された取引施設
PISP	Payment Institution Service Provider	決済指図伝達サービス提供者
PSD1	Payment Services Directive 1	第1次決済サービス指令
PSD2	Payment Services Directive 2	第2次決済サービス指令
SCT	SEPA Credit Transfer scheme	SEPA の送金スキーム
SCT Inst	SEPA Instant Credit Transfer scheme	SEPA の即時送金スキーム
SEPA	Single Euro Payments Area	単一ユーロ決済圏
SRB	Single Resolution Board	単一破綻処理委員会
SRF	Single Resolution Fund	単一破綻処理基金
SRM	Single Resolution Mechanism	単一破綻処理メカニズム
SSM	Single Supervisory Mechanism	単一監督メカニズム
<b>TLAC</b>	<b>Total Loss-Absorbing Capacity</b>	<b>総損失吸収力</b>

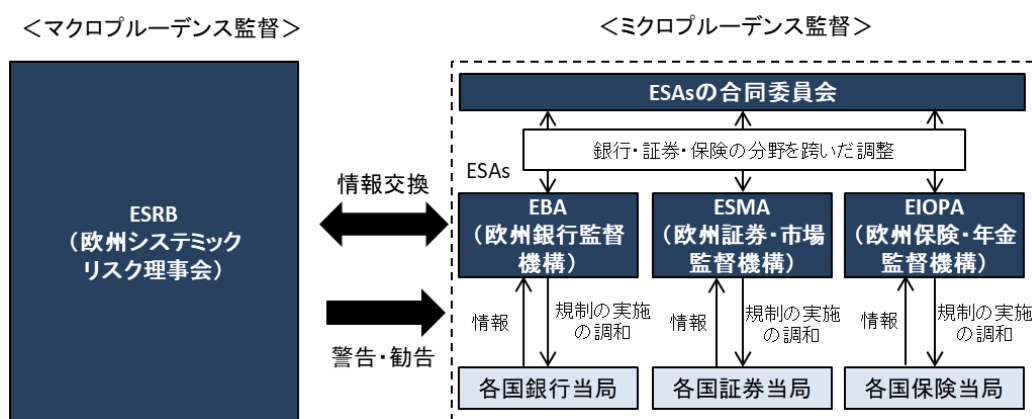
## 第1章 金融監督機関の概要

欧州金融監督制度（European System of Financial Supervision: ESFS）は、EUにおける金融監督のネットワークであり、①欧州監督機構（European Supervisory Authorities: ESAs）の3機関、②ESAsの合同委員会、③欧州システミックリスク理事会（European Systemic Risk Board: ESRB）、④欧州中央銀行（European Central Bank: ECB）、⑤各国監督当局、から構成される。このうちESAsとは、①欧州銀行監督機構（European Banking Authority: EBA）、②欧州証券・市場監督機構（European Securities and Markets Authority: ESMA）、③欧州保険・年金監督機構（European Insurance and Occupational Pensions Authority: EIOPA）、の3機関のことをいう。

ESFSは、世界金融危機を受けて、「EUにおける金融監督に関するハイレベルグループ」（議長：ド・ラロジェール）の提言をもとに2010年11月に創設された。金融監督の強化、EU市民の保護、EU金融システムの信頼回復を目的としており、各国監督当局は引き続きそれぞれの法域において個別金融機関を監督する責任を負う一方、ESAsはEU全域向けの規制の提供やEUにおける監督慣行の調和を通じて域内市場の機能を改善する役割を担う。

なお、ESAs3機関の協調の強化やESRBによる金融安定に対するリスクへの効果的なモニタリングの確保といった観点から、2017年に欧州委員会がESFSの見直し案を公表しており、2019年には所要の法改正が行われた。

図表1 ESFS（欧州金融監督制度）



(出所) 欧州議会“Review of the New European System of Financial Supervision (ESFS) - Part 2: The Work of the European Systemic Risk Board (ESRB)”（2013年10月）を基に作成  
[http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/etudes/join/2013/507490/IPOL-ECON\\_ET\(2013\)507490\\_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/etudes/join/2013/507490/IPOL-ECON_ET(2013)507490_EN.pdf)

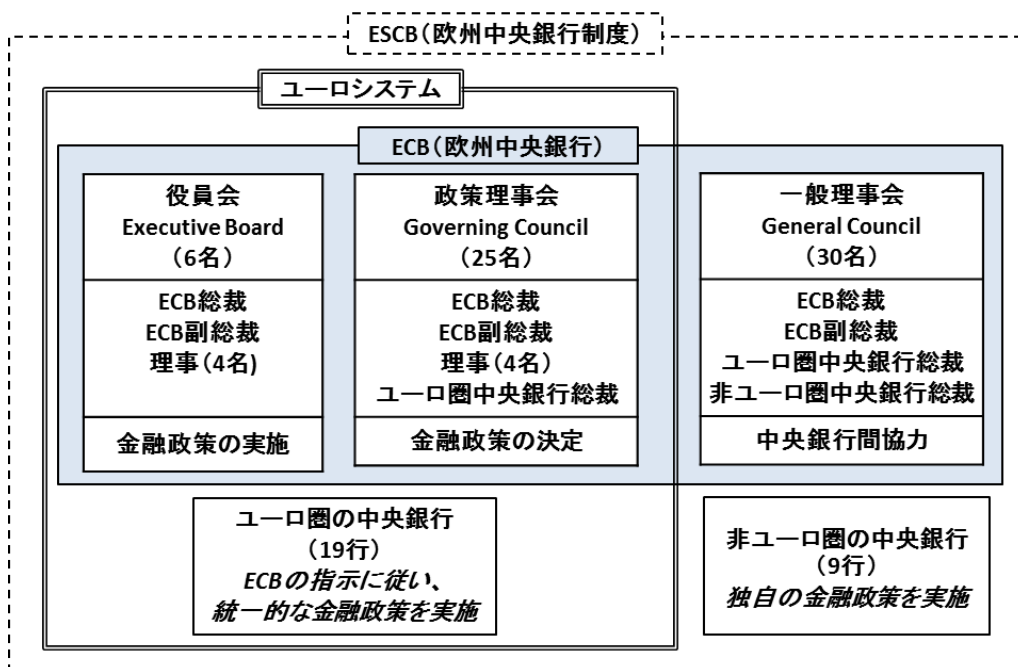
### 1. 欧州中央銀行（ECB）

#### (1) 目的

ECBはユーロ圏の金融政策を実施する機関として1998年6月に設立された。各国中央銀行とともに欧州中央銀行制度（European System of Central Banks: ESCB）を形成しているほか、ユーロ圏の各国中央銀行とともにユーロシステムを形成している。ECBは、ユーロ圏の金融政策のほか、単一監督メカニズムの下、銀行同盟参

加国の銀行に対する健全性監督の責任を負っている。

図表 2: ESCB (欧州中央銀行制度) の概念図



(出所) 外務省ウェブサイトを基に作成 (閲覧日: 2019年7月23日)  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/ecb\\_gaiyou.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/ecb_gaiyou.html)

## (2) 業務

ECBの主な業務は以下の通りである。

- 政策金利 (ユーロ圏の市中銀行に貸し出す際の金利) の設定を通じた通貨供給量・インフレーションの制御
- ユーロ圏の外貨準備の管理
- 通貨の売買による為替レートの変動の確保
- 各国当局による金融市場・金融機関に対する十分な監督の確保
- 決済システムの十分な機能の確保
- 欧州銀行システムの安全性・健全性の確保
- ユーロ圏諸国によるユーロ紙幣製造の認可
- 物価動向の監視と物価の安定に対するリスクの評価

## (3) 組織

### ① 役員会 (Executive Board)

役員会は、政策理事会の指示に沿って金融政策を実施するとともに、ユーロ圏の各国中央銀行に対して必要な指示を与える。具体的な役割は以下の通りである。

- 政策理事会会合の準備

- 政策理事会が決定した方針に基づくユーロ圏における金融政策の実施
- ECB の日常業務の管理
- 政策理事会から委任された権限の行使

メンバーは、総裁、副総裁、他 4 名の計 6 名であり、欧州理事会がその特定多数 (qualified majority) をもって指名する。特定多数とは、欧州理事会で最も広く利用されている採決の方法であり、EU 加盟国の 55% (つまり 28 カ国中 16 カ国) 以上が賛成し、かつ、賛成する加盟国の人口が EU の全人口の 65%以上を占めている場合に成立とするものである。

## ② 政策理事会 (Governing Council)

政策理事会は、金融政策を決定する権限を有する最高意思決定機関であり、役員会メンバー 6 人とユーロ圏の各国中央銀行総裁 19 名から構成される。具体的な役割は以下の通りである。

- ECB・ユーロシステムに課せられた任務の遂行に必要な指針の採択と決定
- ユーロ圏の金融政策の策定 (ユーロシステムにおける金融政策目標・主要金利・準備金供給に関する決定や、これらの決定の実行に関する指針の制定を含む)
- 銀行監督に係る全般的な意思決定の枠組みに関する決定の採択、同意手続における銀行監督委員会が提案した決定案の採択

## ③ 一般理事会 (General Council)

一般理事会は、ユーロ圏の中央銀行と非ユーロ圏の中央銀行との協力の場である。ECB 総裁・副総裁、ユーロ圏・非ユーロ圏の各国中央銀行総裁 28 名の計 30 名から構成される。現在、全ての EU 加盟国がユーロを採用する段階には至っていないことから、経済通貨同盟 (Economic and Monetary Union: EMU) の第 3 段階として欧州通貨機構 (European Monetary Institute: EMI) から引き継いだ業務を遂行するほか、以下の役割も果たしている。

- ECB の顧問
- 統計に必要な情報の収集
- ECB の年次報告書の準備
- 各国中央銀行によるオペレーションに関する会計・報告を標準化するためのルール策定
- 条約に規定されているもの以外の ECB への出資の手段の確立
- ECB のスタッフの雇用条件の規定
- ユーロ採用の条件を満たさない EU 加盟国の通貨に係る為替レートの調整の準備

全ての EU 加盟国が単一通貨を導入した場合、ESCB と ECB の規則に基づき、一般理事会は解散する。

#### ④ 銀行監督委員会 (Supervisory Board)

銀行監督委員会は、2014年11月に導入されたSSM（単一監督メカニズム）の一環として、ECBの銀行監督業務を計画・遂行するために特別に設置された委員会である。以下のメンバーから構成され、3週間ごとに会合をもつ。

- 委員長
- 副委員長
- ECBの代表者4名
- 銀行同盟参加国の監督当局の代表者

銀行監督委員会が策定した決定案は、同意手続の下、政策理事会が採択する。

## 2. 欧州システミックリスク理事会 (ESRB)

### (1) 目的

ESRBは、EU域内の金融システムのマクロプルーデンス監督とシステミックリスクの回避・軽減を担う機関であり、2011年1月にESFSの一部として設立された。銀行、保険会社、資産運用会社、シャドールバンク、金融市場インフラ、その他の金融機関・市場をカバーする幅広い権限を有している。

### (2) 業務

ESRBは、金融市場に直接干渉することができないほか、金融機関や金融の安定に責任を負っている他の機関に指示を出すこともできない。ESRBの役割は、システミックリスクの抑制に必要な立法や当局による対応を実現するために、EUレベル・国レベルの他の機関に影響を及ぼすことである。影響力を行使するためのESRBの手段や権限は以下の通りである。

#### ① 警告・勧告

ESRBは、重要なリスクを認識した場合、EU全体・加盟国・ESAs・各国監督当局に対して、警告や対処に関する勧告を出すことができる<sup>1</sup>。また、欧州委員会に対しても関係するEUの立法について勧告を出すことができる。

警告・勧告には法的拘束力がないものの、ESRBは、遵守に対するインセンティブを向上させるための手段として、警告・勧告を公表することができる。また、勧告については、勧告を受けた者は、講じた対応について期限までにESRBに報告しなければならない、また対応を講じなかった場合にはESRBとEU理事会に対してその理由を説明しなければならない。ESRBは、対応が不十分であると判断した場合には、EU理事会および関係するESAsに報告することとされており、ESAsはESRBの警告・勧告を遵守させるために権限を行使することとされている。

---

<sup>1</sup> 2019年のESFSの見直しにより、警告・勧告の対象はECBや各国破綻処理当局、単一破綻処理委員会 (Single Resolution Board: SRB) にまで拡大された。



## ② 非常事態

ESRB は、EU 金融システムの全体または一部について、機能、信頼または安定が著しく損なわれるおそれのある事態が発生している可能性があるとして決定することができる。そのような事態を認識した際には、EU 理事会に対して内密の警告を出すとともに状況の所見を提供しなければならない。EU 理事会は、ESRB・欧州委員会と協議の上、ESAs 向けの決定を採択することにより、ESAs に非常時の幅広い権限を付与することができる。

## ③ その他の連絡の枠組み

ESRB は、ESRB のウェブサイトでの公告、決定や通知の EU 官報への掲載、メディアを通じたコミュニケーション、年次報告書の発刊等により影響力を行使することができる。

## ④ 情報の収集・交換

ESRB は関係する当局に個別金融機関に関するデータの提供を要請することができる。ただし、要請を正当かつバランスのとれたものとするため、事前に関係する ESAs と協議しなければならない。ESAs が異議を申し立てない限り、要請を受けた当局は、正当に入手できる範囲でデータを提供しなければならない。

## (3) 組織

### ① 理事総会 (General Board)

理事総会は、ESRB の任務遂行にあたって必要な決定を行う責任を負う。広範かつ多数のメンバーから構成されるが、議決権を持つメンバーは以下の通りである。

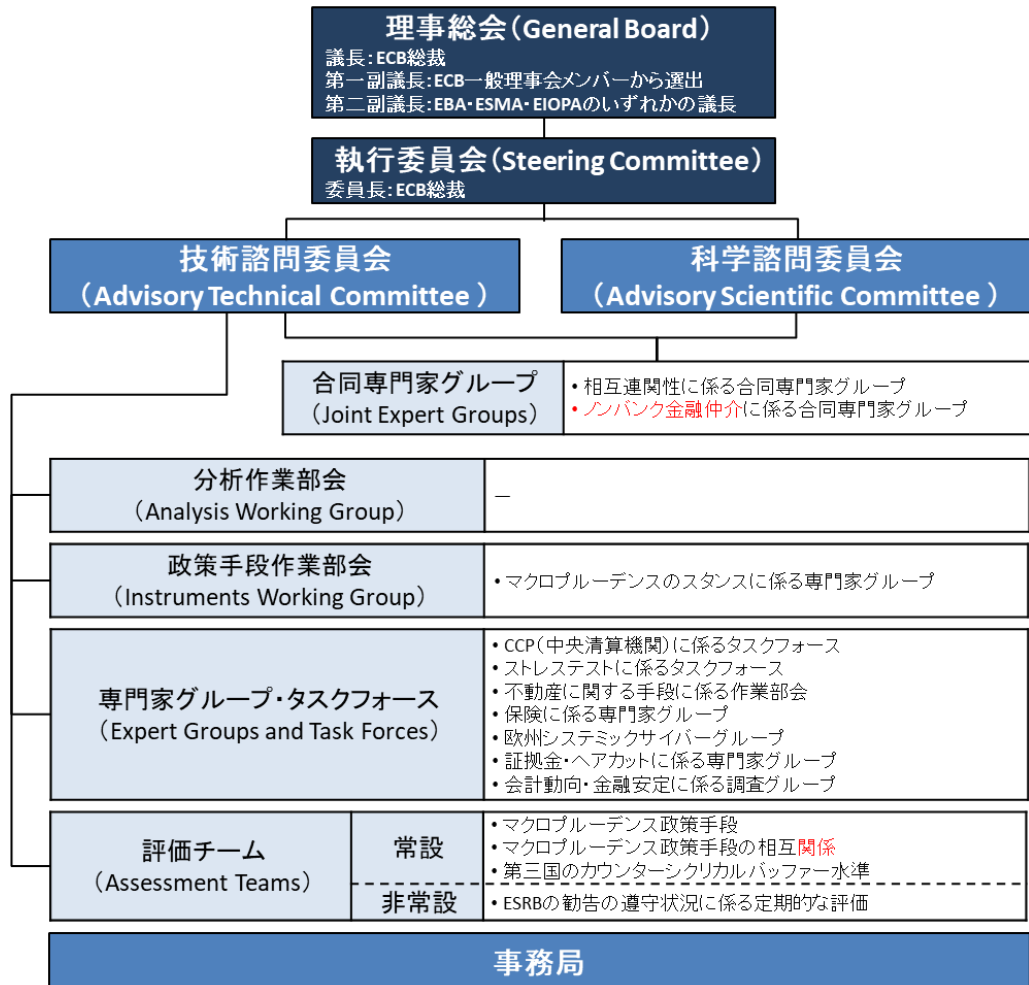
- ECB 総裁・副総裁
- 各加盟国の中央銀行総裁
- ESAs の各議長
- 欧州委員会委員 1 名
- 技術諮問委員会 (Advisory Technical Committee) 委員長
- 科学諮問委員会 (Advisory Scientific Committee) 委員長と 2 名の副委員長

一方、議決権を持たないメンバーは、以下の通りである。

- 各加盟国の監督当局の高官 1 名
- EU 経済・財政委員会 (Economic and Financial Committee) 委員長
- アイスランド・ノルウェーの中央銀行総裁
- リヒテンシュタインの財務省の高官
- アイスランド・ノルウェー・リヒテンシュタインの監督当局の高官

このほか、欧州自由貿易連合（European Free Trade Association: EFTA）監視機関の運営メンバー1名も、その任務と関係する場合、理事総会の会合に議決権を持たずに参加することができる。

図表 3: ESRB（欧州システミックリスク理事会）の組織



(出所) ESRB ウェブサイトを基に作成 (閲覧日: 2019年7月23日)

<https://www.esrb.europa.eu/shared/pdf/Organisational-Chart.pdf?5721bce885cf4633f8d5e67310147935>

## ② 執行委員会 (Steering Committee)

執行委員会は、ESRB の意思決定プロセスを支援する機関であり、以下の通り、理事総会の一部のメンバーから構成される。

- ESRB 議長・第一副議長
- ECB 副総裁
- その他の**理事総会メンバー**4名 (ECB 一般理事会メンバーから選出)
- ESAs の各議長
- 欧州委員会委員 1名

- 技術諮問委員会・科学諮問委員会の各委員長
- EU 経済・財政委員会委員長

執行委員会の業務は以下の通りである。

- 理事総会の会合の準備
- 議論される文書の確認
- ESRB の作業の進捗のモニタリング

### ③ 技術諮問委員会（Advisory Technical Committee）

技術諮問委員会は、**ESRB** メンバーの所属機関の専門家から構成される機関である。ESRB の作業に関する問題について ESRB に助言や支援を行うことが主な業務であり、具体的には以下の通りである。

- EU の金融安定の状況に関する定期的なレビュー
- 理事総会や執行委員会による警告・勧告に関する議論への分析的なサポート
- 各国レベルで実施されるマクロプルーデンス政策手段のレビュー・開発
- 各国当局によるマクロプルーデンス政策に関する決定のモニタリング
- EU における立法に対する意見書の準備をはじめとする立法に関する業務

### ④ 科学諮問委員会（Advisory Scientific Committee）

科学諮問委員会は、15 人の専門家から構成される ESRB 内部の独立機関である。ESRB 議長の求めに応じて ESRB に助言・支援を提供することが主な業務であり、具体的には以下の通りである。

- システミックリスクの把握・評価のための新たな方法やマクロプルーデンス政策手段の設計・調整に関する分析
- マクロプルーデンスの戦略や運営の枠組みに関するオープンで独立した調査
- ESRB と ESRB メンバーの所属機関の能力の発揮状況に関する臨時的分析

### ⑤ 事務局（Secretariat）

事務局は ECB が維持することとされており、ECB や各国の中央銀行・監督当局からの出向者で構成されている。事務局長は ECB が理事総会と協議の上指名する。事務局は ESRB の日常業務に責任を負っており、ESRB を分析面・統計面・運営面で支援する。具体的な業務は以下の通りである。

- ESRB を構成する機関の会合の議事録の原稿作成、準備の支援
- ① ESRB を構成する機関、② ESCB、③ その他の ESFS の機関、④ その他

の国・EU・国際レベルの関係機関、の間の連絡

- ESRB の目標、政策手段、運営要素の確立の支援
- システミックリスクの分析、ESRB が検討すべき課題の特定の支援
- マクロプルーデンス監督の手段に関する専門知識の確立に向けた ESRB メンバーとの協力、ESRB の政策提言の土台となるマクロプルーデンス手段の評価
- 警告・勧告の準備の支援
- 警告・勧告の遵守状況のモニタリング
- 記録の保存、ESRB のウェブサイトの維持、ESRB の通信の管理
- ECB が ESRB に割り当てる金銭的・物的・人的な資源の管理

### 3. 欧州銀行監督機構（EBA）

#### (1) 目的

EBA は、EU における銀行監督の慣行の調和を目的とする専門的な EU 機関であり、2011 年 1 月に ESFS の一部として設立された。前身の欧州銀行監督当局委員会（Committee of European Banking Supervisors: CEBS）が担っていた責務を全て受け継いでいる。

#### (2) 業務

EBA の主な業務は、法的拘束力のある技術的基準（Binding Technical Standards: BTS）やガイドラインの策定を通じて、銀行向けの欧州単一ルールブックの確立に貢献することである。単一ルールブックの目的は、EU 全域の金融機関に対して調和された単一の健全性規制を提供することにより、公平な競争環境の確保と預金者・投資家・消費者の保護に貢献することである。

このほか、EBA の業務には以下が含まれる<sup>2</sup>。

- 定期的なリスク評価報告書や EU 全域ストレステストを通じた EU 銀行セクターのリスクと脆弱性の評価
- 各国当局による EU 法の実施が不適切・不十分であることが疑われる場合の調査
- 非常時における各国当局または個別金融機関に対する決定
- 複数の国が関わる事態における各国当局間の意見の相違を解消するための仲裁
- 欧州議会・EU 理事会・欧州委員会の独立した諮問機関としての対応
- 消費者向け金融商品・サービスに係る市場の透明性・簡素さ・公平性の向上における主導的な役割の発揮

---

<sup>2</sup> 2019 年の ESFS の見直しにより、マネー・ローンダリングの防止・リスクの極小化に関連する権限は EBA に集約された。

なお、**BTS** は、**EU** 規則・指令の詳細を規定する法令であり、特定の分野における規制の実施の一貫性の向上を図るものである。**EBA** がドラフトを策定し、最終的には欧州委員会が承認・採択する。ガイドラインや勧告といったその他の文書と異なり、法的拘束力があり、全 **EU** 加盟国に直接適用される。

### (3) 組織

#### ① 監督当局理事会 (Board of Supervisors)

監督当局理事会は **EBA** の主たる意思決定機関である。**EBA** の議長と各国監督当局の長官（必要に応じ、各国中央銀行の代表者が同伴する）から構成される。主な役割は、**BTS** のドラフト、ガイドライン、意見書、報告書の採択といった **EBA** の全ての政策的な決定を行うことである。このほか、**EBA** の予算の最終的な決定も行う。

#### ② 管理理事会 (Management Board)

管理理事会は、**EBA** 議長、監督当局理事会から選出された 6 人のメンバー、欧州委員会の代表者から構成される。**EBA** に課されている業務の遂行を確保する役割を担っており、主な権限は以下の通りである。

- 単年・複数年の作業計画の提案
- 予算権限の行使
- **EBA** のスタッフに関する計画の採択
- 文書へのアクセス権に関する特別な規定の採択
- 年次報告書の提案

#### ③ 破綻処理委員会 (Resolution Committee)

破綻処理委員会は、**BRRD**（銀行再建・破綻処理指令）に基づき設立された機関である。議長、各国破綻処理当局の長官、オブザーバーから構成される。監督当局理事会から委任された金融機関の破綻処理に関する事項について決定を行う。

## 第2章 金融規制・監督に関する EU 規則・指令等の概要

### 1. EU の法体系と立法過程

#### (1) 法体系

EU による全ての行動は EU 加盟国間で締結された EU の基本条約に基づいている。基本条約には、EU の目的、EU 機関のルール、意思決定方法、EU と加盟国の関係が規定されている。

基本条約は EU 法の土台であり一次法と呼ばれる。これに対して基本条約に規定されている原則や目的を具体化した法律は二次法と呼ばれ、二次法には、以下の通り、規則、指令、決定、勧告、意見が含まれる。

#### ① 規則 (Regulations)

発効と同時に全ての加盟国に自動的かつ一様に適用される。各国の国内法への置き換えを必要とせず、その全体が全ての加盟国に対して法的拘束力を有する。

#### ② 指令 (Directives)

加盟国に対して一定の結果の達成を求めるものの、その方法は各国に委ねられている。加盟国は、指令に規定された目的を達成するために、指令の内容を国内法に組み込むための措置を講じなければならない。

各国は、指令の採択の際に示される期限（通常 2 年以内）までに国内法への置き換えを完了させなければならない。適切な法整備を行わない国に対しては、欧州委員会は、違反手続 (infringement procedure) を開始する場合があります、それでも問題が解消されなければ欧州司法裁判所に送致する場合があります。

#### ③ 決定 (Decisions)

単独または複数の加盟国、法人、個人に対して適用され、法的拘束力を有する。各国の国内法への置き換えを必要としないものの、適用対象に対して通知がなされる必要があり、当該通知をもって発効する。

#### ④ 勧告 (Recommendations)

EU 機関の見解を示し、一定の行為を提案するための手段であり、法的拘束力はない。

#### ⑤ 意見 (Opinions)

EU 機関が声明を出すための手段であり、法的拘束力はない。

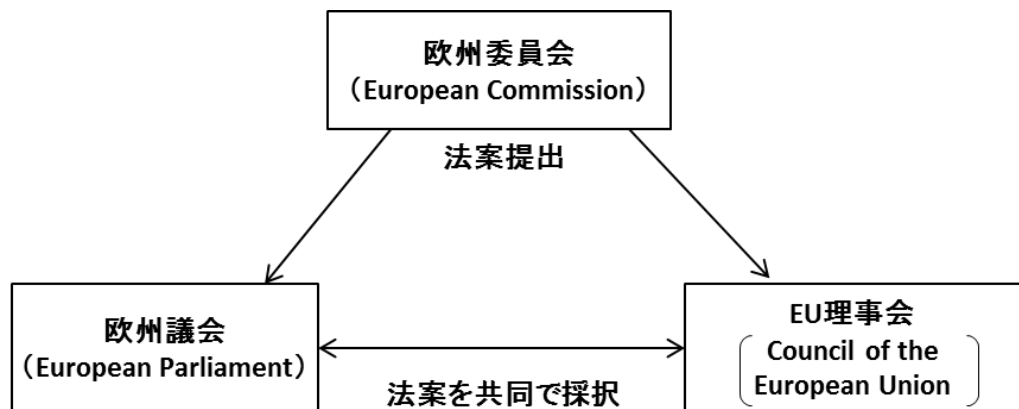
## (2) 立法過程

EUには様々な立法手続が存在し、どの立法手続がとられるかは提案の種類によって決まるが、ほとんどのEU法は、欧州委員会が法案を提出し、欧州議会とEU理事会が共同で採択するという立法手続がとられる。こうした通常の立法手続（ordinary legislative procedure）の流れは以下の通りであり、欧州議会とEU理事会は平等の発言権を持つ。

- i. 欧州委員会が法案を起案し、欧州議会とEU理事会に提出する。
- ii. 欧州議会とEU理事会はそれぞれ検討を行い、法案の修正を提案する。合意に達しない場合は2度目の検討が行われる。
- iii. それでもなお合意に達しない場合には、欧州議会とEU理事会、欧州委員会の代表者から組成される調停委員会（conciliation committee）で審議される。
- iv. 調停委員会での合意をもって、欧州議会とEU理事会における3度目の検討が行われ、法案が成立する。

なお、まれにEU理事会や欧州議会が単独で採択する**特別の立法手続（special legislative procedure）**が採用されるケースがあるほか、全てのEU法の土台であるEUの基本条約の変更には全EU加盟国の同意が必要となる。

図表 4: 通常の立法手続



(出所) 欧州議会ウェブサイトを基に作成（閲覧日：2019年7月23日）

<http://www.europarl.europa.eu/unitedstates/en/eu-us-relations/the-eu-institutions>

## 2. 銀行の健全性に関する規制（CRR II・CRD V）

EUでは、銀行に対する健全性規制としてバーゼル銀行監督委員会が策定したバーゼルIIIが国際的に合意されたことを受け、2013年6月に自己資本要件規則<sup>3</sup>（Capital Requirements Regulation: CRR）・第4次自己資本要件指令<sup>4</sup>（Capital Requirements Directive IV: CRDIV）が成立した。それまでの指令のみの枠組みに加え、新たに定量的な部分を中心に規則に切り替えることにより、各国間の規制内容のばらつきの削減を図った。

さらに、2019年にはCRR・CRDIVを改正する第2次自己資本要件規則<sup>5</sup>（Capital Requirements Regulation II: CRR II）や第5次自己資本要件指令<sup>6</sup>（Capital Requirements Directive V: CRDV）が成立しており、バーゼル銀行監督委員会や金融安定理事会で最終化されたもののEU域内で整備されていない国際合意<sup>7</sup>についてEU域内における法制化が図られたほか、EU域外の銀行に対する新たな規制も導入されている。

図表5: CRR II（第2次自己資本要件規則）とCRDV（第5次自己資本要件指令）の分担

CRR II （単一ルールブックを形成する詳細な規定）	CRDV （各国の国内法に委ねられている部分が多い）
自己資本比率	事業の開始・拡大の促進
流動性規制	「開業の自由」と「サービスの自由な移動」の確保
レバレッジ比率	健全性監督
カウンターパーティー信用リスク	資本バッファー
大口エクスポージャー	コーポレートガバナンス
開示要件	制裁

（出所） 欧州委員会“Capital Requirements - CRD IV/CRR – Frequently Asked Questions”  
（2013年7月16日）を基に作成  
[http://europa.eu/rapid/press-release\\_MEMO-13-690\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-13-690_en.htm)

### (1) 自己資本比率（CRR II第92条）

CRR IIは、銀行に対して、非期待損失に対応する自己資本を十分に確保し、危機においても支払い能力を維持するよう求めている。

<sup>3</sup> REGULATION (EU) No 575/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 26 June 2013 on prudential requirements for credit institutions and investment firms and amending Regulation (EU) No 648/2012

<sup>4</sup> DIRECTIVE 2013/36/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 26 June 2013 on access to the activity of credit institutions and the prudential supervision of credit institutions and investment firms, amending Directive 2002/87/EC and repealing Directives 2006/48/EC and 2006/49/EC

<sup>5</sup> REGULATION (EU) 2019/876 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 20 May 2019 amending Regulation (EU) No 575/2013 as regards the leverage ratio, the net stable funding ratio, requirements for own funds and eligible liabilities, counterparty credit risk, market risk, exposures to central counterparties, exposures to collective investment undertakings, large exposures, reporting and disclosure requirements, and Regulation (EU) No 648/2012

<sup>6</sup> DIRECTIVE (EU) 2019/878 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 20 May 2019 amending Directive 2013/36/EU as regards exempted entities, financial holding companies, mixed financial holding companies, remuneration, supervisory measures and powers and capital conservation measures

<sup>7</sup> 2017年12月に合意されたバーゼル規制については、レバレッジ比率に関する要件を除き、CRR II・CRDVには含まれていない。



具体的には、銀行は、リスクアセットに対する自己資本の比率である自己資本比率について一定の水準を確保するよう求められる。リスクアセットは、資産の額をリスクの大きさに応じて調整したものであり、安全な資産であればリスクアセットは少額、リスクの高い資産であればリスクアセットは多額となる。自己資本は Tier 1 資本と Tier 2 資本に分類され、Tier 1 資本には銀行が業務を継続し支払い能力を維持するための資本、Tier 2 資本には支払い不能に陥った場合に債権者に返済するための資本が該当する。Tier 1 資本のうち最も品質が高いものを普通株式等 Tier 1 (Common Equity Tier 1: CET1) という。

リスクアセットに対する自己資本全体 (Tier 1 資本+Tier 2 資本) の比率の最低所要水準は 8%、CET1 の比率の最低所要水準は 4.5%である。

## (2) 流動性規制 (CRR II 第 428 条、第 460 条)

CRR II は、銀行に対して、ストレス時の資金流出に対応するための十分な流動資産の確保を目的として、流動性カバレッジ比率 (Liquidity Coverage Ratio: LCR) および安定調達比率 (Net Stable Funding Ratio: NSFR) の遵守を求めている。

LCR とは、30 日間のストレス期間における純資金流出額 (資金流出額から資金流入額を控除した額) に対する適格流動資産の額の比率であり、最低所要水準は 100%とされている。一方、NSFR とは、流動性を生むことが期待できない長期の運用資産 (所要安定調達額) に対する安定的な調達額の比率であり、LCR 同様、最低所要水準は 100%と定められている。

## (3) レバレッジ比率 (CRR II 第 92 条)

過度なレバレッジ (総資産が自己資本を大きく上回ること) は銀行の支払い能力を損なうおそれがあることから、これを抑制するためにレバレッジ比率が導入された。レバレッジ比率は銀行の連結総資産に対する Tier 1 資本の比率であり、最低所要水準は 3%とされている。

また、グローバルなシステム上重要な機関 (Global Systemically Important Institutions: G-SIIs) に該当する銀行は、G-SIIs バッファ (後述) の 50%をレバレッジ比率のバッファとして確保することが求められる。

## (4) 資本バッファ

バーゼル III に基づき以下の各種資本バッファが導入される。充足できない銀行は配当や賞与の支払いが制限される場合がある。

### ① 資本保全バッファ (CRD V 第 129 条)

全ての銀行は、資本保全バッファとして、追加的にリスクアセットの 2.5%相当の CET1 を確保しなければならない。

## ② カウンターシクリカルバッファー（CRD V 第 130 条）

カウンターシクリカルバッファーは、景気循環が銀行の貸出業務に及ぼす悪影響を抑制するためのものである。貸出が伸びている好況時には CET1 の上乗せを求めることにより景気の過熱を抑える一方、景気後退時には上乗せを解除することにより貸出を維持する。

## ③ G-SIIs バッファー・O-SIIs バッファー（CRD V 第 131 条）

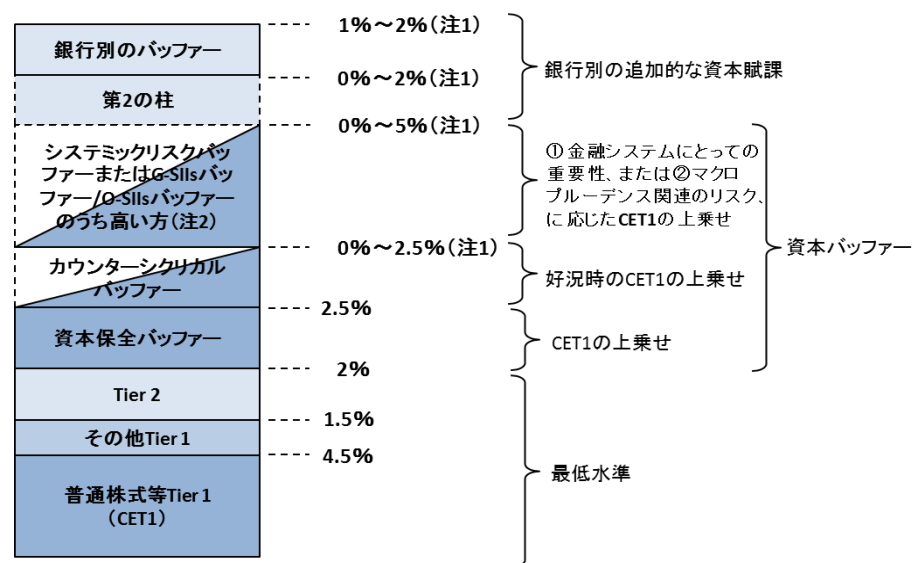
G-SIIs に該当する銀行は、金融システムにとってのリスクが大きいことから、G-SIIs バッファーとして、追加的にリスクアセットの 1%～3.5%相当の CET 1 を確保しなければならない。G-SIIs に該当する銀行と各 G-SII に対する上乗せ幅は、銀行の規模・複雑性・国際性・相互関連性・代替可能性を考慮して決定される。

また、その他のシステム上重要な機関（Other Systemically Important Institutions: O-SIIs）に該当する銀行は、O-SIIs バッファーとして、最大でリスクアセットの 3%相当の CET 1 を追加的に確保しなければならない。

## ④ システミックリスクバッファー（CRD V 第 133 条）

各国は、銀行に対して、システミックリスクバッファーとして CET1 を追加的に確保するよう求めることができる。システミックリスクバッファーは、実体経済や金融システムに深刻な悪影響を及ぼす可能性のある金融システムやマクロプルーデンスに対するリスク（景気循環に関するものを除く）を回避・軽減するためのバッファーである。各国は、システミックリスクバッファーの設定を行う当局を指定し、当該当局は所定の方法によりシステミックリスクバッファーを算出する。

図表 6: 所要自己資本の構成



(注 1) 想定される上限。

(注 2) 両者の合計になるケースがある。

(出所) 欧州委員会“Capital Requirements - CRD IV/CRR – Frequently Asked Questions” (2013 年 7 月 16 日) を基に作成

[http://europa.eu/rapid/press-release\\_MEMO-13-690\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-13-690_en.htm)

### (5) EU 域外の銀行に対する中間親会社の設置義務付け (CRD V 第 21 条)

EU 域外の銀行の EU 域内における事業活動をより総合的に監督し、EU 域内における破綻処理を容易にする観点から、EU 域内で事業を展開する EU 域外の銀行に対し、中間親会社 (Intermediate Parent Undertaking : IPU) の設置を義務付けている。具体的には、EU 域内に 2 つ以上の現地法人を有し、かつ EU 域内総資産が 400 億ユーロ以上の EU 域外の銀行を対象とし、当該銀行の IPU に対し CRR II ・ CRD V に定める各種要件の遵守を求めている。

## 3. 銀行の破綻処理に関する規制 (BRRD II)

先般の世界金融危機では、多くの銀行が「大き過ぎて潰せない」(too big to fail) と判断され公的資金による救済を受けた。こうした救済は金融市場と実体経済への混乱の拡大を回避するために必要であった一方、銀行救済への公的資金の利用は望ましくないとの見方もあった。また、大手銀行の破綻を通じて、金融システムにとって重要な銀行の破綻を回避する、または実際に破綻へ対処するために利用できる当局の手段が大幅に不足していることが明らかになった。こうした中、長期にわたる金融と経済の安定を確保し、将来の金融危機における納税者負担を軽減するため、2014 年 5 月に銀行再建・破綻処理指令<sup>8</sup> (Bank Recovery and Resolution Directive: BRRD) が成立した。

BRRD の目的は以下の通りである。

- 危機に対する銀行と当局の十分な備え
- 財務状況の悪化した銀行に対して十分に早い段階で介入するための手段を各国当局が有すること
- 銀行の破綻が避けられない局面における迅速で効果的な対処のための統一的な破綻処理の手段・権限を各国当局が有すること
- 複数の国で活動する銀行の破綻への対処における各国当局間の効果的な協力
- 銀行による破綻処理基金への資金の拠出

また 2019 年には、第 2 次銀行再建・破綻処理指令<sup>9</sup> (Bank Recovery and Resolution Directive II : BRRD II) が成立しており、金融安定理事会等で合意された国際基準の EU 域内への導入に向けた調整が図られている。

### (1) 破綻の準備と回避 (BRRD II 第 2 編)

銀行は、財務状況の悪化に対応するための措置を定めた再建計画を策定し、当局

<sup>8</sup> DIRECTIVE 2014/59/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 15 May 2014 establishing a framework for the recovery and resolution of credit institutions and investment firms and amending Council Directive 82/891/EEC, and Directives 2001/24/EC, 2002/47/EC, 2004/25/EC, 2005/56/EC, 2007/36/EC, 2011/35/EU, 2012/30/EU and 2013/36/EU, and Regulations (EU) No 1093/2010 and (EU) No 648/2012, of the European Parliament and of the Council

<sup>9</sup> DIRECTIVE (EU) 2019/879 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 20 May 2019 amending Directive 2014/59/EU as regards the loss-absorbing and recapitalisation capacity of credit institutions and investment firms and Directive 98/26/EC

に提出しなければならない。一方、破綻処理当局は、銀行の再建が難しく破綻処理が必要な場合に備えて、破綻処理手段の適用の詳細や重要な業務の継続を確保するための方法を定めた破綻処理計画を策定しなければならない。再建計画・破綻処理計画は、グループレベルと個別行レベルの両方で用意しなければならない。

破綻処理当局は、計画策定の過程において銀行の破綻処理に対する障害を認識した場合、金融システムの不安定化や納税者負担を伴わない破綻処理を実現するため、銀行に対して組織構造の変更を含む適切な措置を講ずるよう求めることができる。

また、銀行グループは、監督当局と各エンティティの株主から承諾を得られた場合、グループ内のエンティティ間でグループ内支援協定（**intra-group support agreement**）を締結することができる。この協定を締結したグループ内のエンティティは、財務状況が悪化したグループ内の他のエンティティに対して、貸出、保証、担保用資産の提供等の金融支援を行うことができる。

## (2) 早期介入（BRRD II 第 3 編）

監督当局は、問題が深刻化し銀行の財務状況が回復不能なまでに悪化する前に、銀行が自己資本規制への抵触といった財務上の困難に直面した段階で介入するための幅広い権限が付与されている。これらの権限には以下のものが含まれる。

- 経営陣の解任
- 一時的な管理者の任命
- 緊急の改革を採択させるための株主総会の招集
- 銀行と債権者による債務の返済計画の策定の要求

## (3) 破綻処理の手段と権限（BRRD II 第 4 編第 4 章～第 6 章）

公的資金による救済を伴わない形で重要な業務の継続や株主と債権者による適切な損失の負担を可能とするため、**BRRD II** は破綻処理当局に様々な破綻処理手段を提供している。これらの手段には以下のものが含まれる。

- 他の銀行への事業の売却
- 重要な業務を継続するためのブリッジ金融機関の設立
- 不良資産からの優良資産の分離
- ベイルイン（負債の元本削減・株式転換）

**BRRD II** では、ベイルインのツールとして自己資本と適格負債に関する最低所要水準（**Minimum Requirement for own funds and Eligible Liabilities: MREL**）を定めている。

なお、これとは別に **CRR II** では、大規模金融機関の秩序ある破綻処理を可能とするため、国際基準である総損失吸収力（**Total Loss-Absorbing Capacity: TLAC**）に関する規制（以下、**TLAC 規制**）が盛り込まれている。ベイルインのツールを十分に確保し、銀行の破綻処理の有効性を高めるという **TLAC 規制** の目的は、上記 **MREL** の確保の目的と近似している。このため、**BRRD II** では、規制が過度に複雑になることやコンプライアンスコストが増加することを防ぐことを目的として、

TLAC 規制と MREL 確保に関する要件の調和が図られている。

#### (4) 各国当局間の協力 (BRRD II 第 5 編)

BRRD は、複数の国で活動する銀行グループの破綻処理局面において、関係国の当局が各国における金融安定の維持と当該銀行グループ全体にとっての最適な結果の確保に向けて破綻処理手段を調整できるように、各国当局間の協力のレベルを引き上げる枠組みを導入した。

#### (5) 破綻処理基金 (BRRD II 第 7 編)

各国は、破綻処理費用を銀行に事前に積み立てさせるため、銀行が負債の額やリスクの状況に応じた負担金を年に 1 回拠出する破綻処理基金を設立しなければならない。積み立ては 10 年かけて預金保険対象預金の少なくとも 1% 相当に達するように行われる。

銀行の破綻処理を行う上で事前の積み立てが不十分である場合、銀行は事後的に資金を追加拠出することとなる。また、各国の破綻処理基金は、必要に応じて、他国の破綻処理基金から借り入れることが可能である。

### 4. 預金保険制度に関する規制 (DGSD)

最初の預金保証スキーム指令<sup>10</sup> (Deposit Guarantee Schemes Directive: DGSD) は 1994 年に成立した。しかし、最低限の調和を図る内容であったため、①保護される預金の額、②対象となる預金・預金者の範囲、③預金者への払い戻しの期限、④積み立て方法、といった点で、各国間の預金保証スキーム (Deposit Guarantee Schemes: DGS) の乖離が残存していた。このことは、2008 年の世界金融危機を受けて、金融の安定や域内市場の適切な機能を損なうものであると問題視されるようになり、2009 年には応急的な措置として保証限度額を上げる DGSD の改正が行われた。その後、預金保護の改善、預金者からの信頼の維持、セーフティネットの強化を目的とする包括的な見直しが行われ、2014 年に再度 DGSD の改正が行われた。改正後の DGSD の内容は以下の通りである。

#### (1) 保護される預金の額 (DGSD 第 6 条)

保護される預金の額の上限は銀行ごとに預金者 1 人あたり 10 万ユーロである。なお、不動産取引 (家の売却等) や一定のライフイベント (結婚、離婚、退職等) により一時的に預金残高が増えた場合には、一定期間、10 万ユーロを超えて保護される。また、複数の預金者による共同口座については、預金者ごとに 10 万ユーロまで保護される。

<sup>10</sup> DIRECTIVE 2014/49/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 April 2014 on deposit guarantee schemes

## (2) 対象となる預金・預金者の範囲 (DGSD 第 2 条・第 5 条・第 7 条)

個人の預金に加え、規模にかかわらず企業の預金も保護される。ただし、金融機関や官庁の預金は保護されない（小規模な地方官庁の預金を除く）。なお、EU 域外の通貨による預金であっても保護の対象となる。

## (3) 預金者への払い戻しの期限 (DGSD 第 8 条)

現状では預金者への払い戻しの期限は銀行の破綻から 20 営業日以内であるが、以下の通り、段階的に 20 営業日から 7 営業日まで短縮される予定である。

- 2019 年 1 月～2020 年 12 月：15 営業日
- 2021 年 1 月～2023 年 12 月：10 営業日
- 2024 年 1 月以降：7 営業日

各国 DGS は基本的に自国の銀行を対象とするものの、他の加盟国の銀行が自国内に設置した支店における預金者からの払い戻し請求についても、母国 DGS の代わりに対応する。

## (4) 積み立て方法 (DGSD 第 10 条・第 12 条・第 13 条)

各国 DGS は銀行からの拠出により必要な資金を事前に積み立てる。原則として、対象預金の 0.8%相当を 2024 年 7 月までに積み立てなければならない。各国において 0.8%以外の水準に目標を設定することも可能だが、0.8%より低い目標を設定する場合には欧州委員会の承認が必要であり 0.5%を下回る目標を設定することはできない。

銀行は、事前の積み立てのほか、必要な場合には、事後的にも資金を拠出しなければならない。それでもなお資金が不足している場合には、他国の DGS から借り入れることも認められている。

各銀行が負担する拠出金は、その銀行が受け入れている対象預金の額と当該銀行が負うリスクの程度に基づき算出される。対象預金の額が同じであればリスクが高い銀行ほど拠出額も高くなる。

## (5) 基金の使用 (DGSD 第 11 条)

各国 DGS が積み立てた資金は、原則として銀行破綻時の預金者への払い戻しのために使用される。ただし、厳しい条件を満たした場合に限り、銀行の破綻を回避するための支援（資本増強、流動性供給等）や銀行の破綻処理のために使用することも認められている。

## 5. 金融商品の取引に関する規制 (MiFID II・MiFIR)

EU では、投資サービスと投資活動に関する市場の統一による金融市場の競争力の向上と、株式・債券・デリバティブをはじめとする金融商品に関する高いレベルの投資家保護のため、以下の業務に対する規制として 2004 年に金融商品市場指令

<sup>11</sup> (Markets in Financial Instruments Directive: MiFID) が採択された。

- 投資サービス会社(投資サービスを提供する銀行を含む)による金融商品への投資に関するサービスの提供
- 伝統的な証券取引所と代替的な取引施設の運営

その後、世界金融危機や技術革新等に伴う市場の変化により MiFID の問題が明らかになったことを受け、これらの問題に対処し当初の目的を達成するため、2014年に第2次金融商品市場指令<sup>12</sup> (Markets in Financial Instruments Directive II: MiFID II)・金融商品市場規則<sup>13</sup> (Markets in Financial Instruments Regulation: MiFIR) が採択された。主な改正内容は以下の通りである。

### (1) 市場構造の枠組みの導入

MiFID の適用を受けない取引施設を通じた取引が増加するなど、規制回避の動きが拡大していたことから、規制の適用対象となる取引施設を通じた取引を促進するため、MiFID II・MiFIR では次のような措置がとられている。

- MiFID の適用対象である規制市場 (regulated market) と多角的取引施設 (Multilateral Trading Facility: MTF) に加えて、取引施設の新たな類型として、非エクイティ商品 (債券、デリバティブ等) の取引を扱う組織化された取引施設 (Organised Trading Facility: OTF) を導入し、MTF と同等の規制を適用
- 株式について、規制市場、MTF、システムティック・インターナライザー (Systematic Internaliser。組織化され、頻繁かつシステムティックに相当量の顧客注文を自己勘定にて執行する投資サービス会社)、または、同等性の認められた第三国の取引施設を通じた取引を義務付け
- 標準化されたデリバティブ取引について、規制市場、MTF、OTF、同等性の認められた第三国の取引施設を通じた取引を義務付け

### (2) 透明性の向上

#### ① 透明性要件の適用対象の拡大

取引前・取引後透明性要件の適用対象は、MiFID では株式のみであったが、MiFID II・MiFIR ではエクイティ商品 (株式、ETF 等) および非エクイティ商品に拡大された。また、取引報告義務の対象となる金融商品も、MiFID では規制市場での取引が認められる金融商品であったが、MiFID II・MiFIR では取引施設での取引が認められる金融商品やそれらをベースとする金融商品に拡大された。

取引前透明性要件については、取引施設に対して、原則、気配値や当該気配値での取引意思の程度を営業時間中継続して公表することを求めているほか、システム

<sup>11</sup> DIRECTIVE 2004/39/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 21 April 2004 on markets in financial instruments amending Council Directives 85/611/EEC and 93/6/EEC and Directive 2000/12/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directive 93/22/EEC

<sup>12</sup> DIRECTIVE 2014/65/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 15 May 2014 on markets in financial instruments and amending Directive 2002/92/EC and Directive 2011/61/EU

<sup>13</sup> REGULATION (EU) No 600/2014 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 15 May 2014 on markets in financial instruments and amending Regulation (EU) No 648/2012

ティック・インターナライザーに対しても、流動性市場がある取引については原則確定気配値を公表することを求めている。

取引後透明性要件については、取引施設やシステムティック・インターナライザーを含む投資サービス会社に対して、原則、可能な限りリアルタイムで取引価格・取引高・取引時刻を認定公表機構（Approved Publication Arrangement: APA）を通じて公表することを求めている。

取引報告義務については、投資サービス会社に対して、完全かつ正確な取引の詳細を翌営業日終了時までに当局に報告するよう求めている。具体的な報告内容は、①金融商品の名称・銘柄コード、②取引数、③約定日時、④取引価格、⑤顧客識別情報、⑥投資サービス会社の担当者、⑦アルゴリズム取引を行うコンピューターの識別情報、⑧関与する投資サービス会社を識別する手段、等である。認定報告機関（Approved Reporting Mechanism: ARM）を通じて、または投資サービス会社が直接当局に報告しなければならない。

## ② ダークプール規制の導入

エクイティ商品については、価格形成プロセスへ悪影響が及ぶことを防ぎ、規制の適用対象となる透明性の高い取引施設において取引が最大限行われることを目的として、取引前透明性要件の適用除外となる取引の量に一定の制限を課した。

## (3) 投資家保護の強化

### ① 最良執行義務

投資サービス会社は、取引価格、費用、スピード等について、顧客にとって最良の結果を得るための十分な措置を講じなければならない。具体的には、金融商品のクラスごとに、顧客取引を執行する取引施設に関する情報や取引施設の選択に影響を与える要素に関する情報を含む取引執行方針を策定するほか、取引執行や取引執行方針の有効性について定期的なモニタリングを実施しなければならない。

### ② プロダクト・ガバナンス

金融商品の組成者に対して、投資家のニーズに合った金融商品を設計すること、ターゲット市場に適合する販売戦略が策定されるようにすること、金融商品がターゲット市場で販売されるための合理的な手段を講じること、を義務付けている。

一方、金融商品の販売者に対しては、投資家のニーズと金融商品との適合性の評価を実施することや、顧客の利益となる場合にのみ金融商品を提供することを義務付けている。

### ③ コミッション・アンバンドリング

投資サービス会社が顧客に対して、独立した投資アドバイスまたはポートフォリオマネジメントサービスを提供する場合、第三者から金銭的・非金銭的な便益を受領することは原則禁止されている。ただし、少額の非金銭的便益については、顧客サービスの向上に資するものであり、その規模や性質が最良執行義務に反しないも



のであるならば、顧客への開示を条件に受領することが認められている。

#### **(4) 第三国企業のアクセスに係る統一的な枠組みの導入**

第三国企業が EU 域内で投資サービスを提供する場合、原則として支店を開設しなければならない。ただし、プロ顧客や適格カウンターパーティとの取引については、欧州委員会による同等性の決定があるなど一定の要件を充足すれば、支店を開設することなく投資サービスを提供できる。

## 第3章 金融機関に対する許認可・監督の枠組み

銀行免許の付与や検査・監督に関する要件は、EU レベルでは主に CRD V に規定されている。以下では、CRD V に規定されている EU 全域に適用される要件について整理する。なお、CRD V は加盟国の国内法について最低限の調和を図るものであり、各国は追加の要件を設けることができる。

### 1. 銀行免許の付与

#### (1) 銀行免許 (CRD V 第 8 条)

加盟国は、参入予定者に対して、業務開始前に銀行免許を取得するよう求めなければならない。加盟国は銀行免許付与に係る要件を定め EBA に報告しなければならない。

#### (2) 経営計画と組織構造 (CRD V 第 10 条)

加盟国は、参入予定者に対して、銀行免許の申請の際に、従事する業務の種類や銀行の組織構造を説明した経営計画を添付するよう求めなければならない。

#### (3) 経済的必要性 (CRD V 第 11 条)

加盟国は、銀行免許の申請について、市場の経済的必要性の観点から審査するよう求めてはならない。

#### (4) 当初資本金 (CRD V 第 12 条)

加盟国当局は、当初資本金が 500 万ユーロ未満の業者に対して銀行免許を付与してはならない。

#### (5) 実効的な管理と本社の所在 (CRD V 第 13 条)

加盟国当局は、2 名以上の者によって実効的にビジネスが管理される場合にのみ、銀行免許を付与するようしなければならない。また、登記された事務所を持つ法人の参入予定者に対しては当該事務所の所在国に、それ以外の参入予定者に対しては実際に営業する国に本社を設置するよう求めなければならない。

#### (6) 株主と構成員 (CRD V 第 14 条)

加盟国当局は、参入予定者より、大量保有 (qualifying holding、銀行の株式・議決権の 10% 以上の保有) 者に該当する株主・構成員の身元とその保有量 (大量保有がない場合には上位 20 名の株主・構成員) について報告を受けない限り、銀行免許を付与してはならない。

加盟国当局は、参入予定者の健全な経営を確保する必要性も考慮に入れた上で、株式・構成員が適切であると判断できない限り、銀行免許を付与してはならない。

加盟国当局は、参入予定者と他者との間の緊密な関係、または、第三国の法令や行政規則の執行が、加盟国当局による監督手段の実効的な行使を妨げる場合、銀行免許を付与してはならない。

## 2. 検査・監督

### (1) 母国当局と現地国当局の管轄（CRD V 第 49 条）

銀行に対する健全性監督は母国当局の責務である。ただし、この規定は、EU 域内の現地国当局に責務を課している CRD V の他の規定に影響を及ぼすものではない。

EU 域内の現地国当局が銀行に対して講じる措置は、差別的であってはならず、また、他の加盟国において銀行免許が付与された銀行であるということを理由として不必要に厳しい内容となってはならない。

### (2) 行政処分とその他の行政措置（CRD V 第 65 条）

加盟国は、CRD V の国内法と CRR II の違反に対する行政処分とその他の行政措置を規定するとともに、それらの実施を確保するために必要な措置を全て講じなければならない。加盟国は、国内の刑法の対象となる違反について行政処分のルールを規定しない場合、関連する刑法の規定を欧州委員会に報告しなければならない。行政処分とその他の行政措置は、実効的で、バランスがよく、かつ抑止力のあるものでなければならない。

### (3) 当局による審査・評価（CRD V 第 97 条）

加盟国当局は、銀行が CRR II ・ CRD V を遵守するために実施した態勢整備・戦略を審査し、以下を評価する。

- 銀行が負っているリスク
- ストレステストによって明らかになったリスク

この審査・評価に基づき、加盟国当局は、銀行が実施した態勢整備・戦略および銀行が有する自己資本・資金流動性によって、健全な経営とリスクへの備えが確保されているかを判断しなければならない。

加盟国当局は、銀行の活動規模や金融システムに対する重要性を考慮して、上記の審査・評価の頻度と強度を設定しなければならない。この審査・評価は、当局による検査の計画（CRD V 第 99 条）の対象となっている銀行については、最低でも年に 1 回は更新されなければならない。

加盟国当局は、審査の結果、銀行が金融システムにリスクを及ぼす可能性がある」と判明した場合には、当該審査の結果を EBA に遅滞なく報告しなければならない。また、ガバナンスやビジネスモデル等の審査の結果、合理的な理由に基づき、銀行がマネー・ローンダリングやテロ資金供与に関与していると疑われる場合には、加盟国当局は直ちに EBA に報告しなければならない。

#### (4) 当局による検査の計画 (CRD V 第 99 条)

加盟国当局は、監督している銀行に対する当局による検査の計画を少なくとも 1 年に 1 回以上採択しなければならない。この計画は、当局による審査・評価 (CRD V 第 97 条) のプロセスを考慮に入れるとともに、以下の内容を含む必要がある。

- 加盟国当局による業務遂行・リソース配分に係る方針
- 頻度の高い実地検査や加盟国当局の常駐といった厳格な監督の対象となる銀行の特定
- 実地検査 (他の加盟国に所在する支店・子会社を含む) の計画

当局による検査の計画の対象には以下の銀行を含めなければならない。

- ストレステストの結果や当局による審査・評価の結果において、財務上の大きなリスクや CRD V の国内法や CRR II の違反の可能性が示されている銀行
- 加盟国当局が検査の計画が必要であると判断するその他の銀行

銀行の状況によっては以下の措置がとられる。

- 銀行に対する実地検査の頻度の引き上げ
- 加盟国当局による銀行への常駐
- 銀行による追加的な (またはより頻度の高い) 報告
- 銀行の経営や戦略、ビジネスに関する計画の追加的な (またはより頻度の高い) 審査
- 具体化する可能性の高い特定のリスクを確認するテーマ別検査

母国当局による検査の計画の採択は、EU 域内の現地国当局による現地の支店の業務に対する実地検査を妨げてはならない。

## 第4章 最近の動向

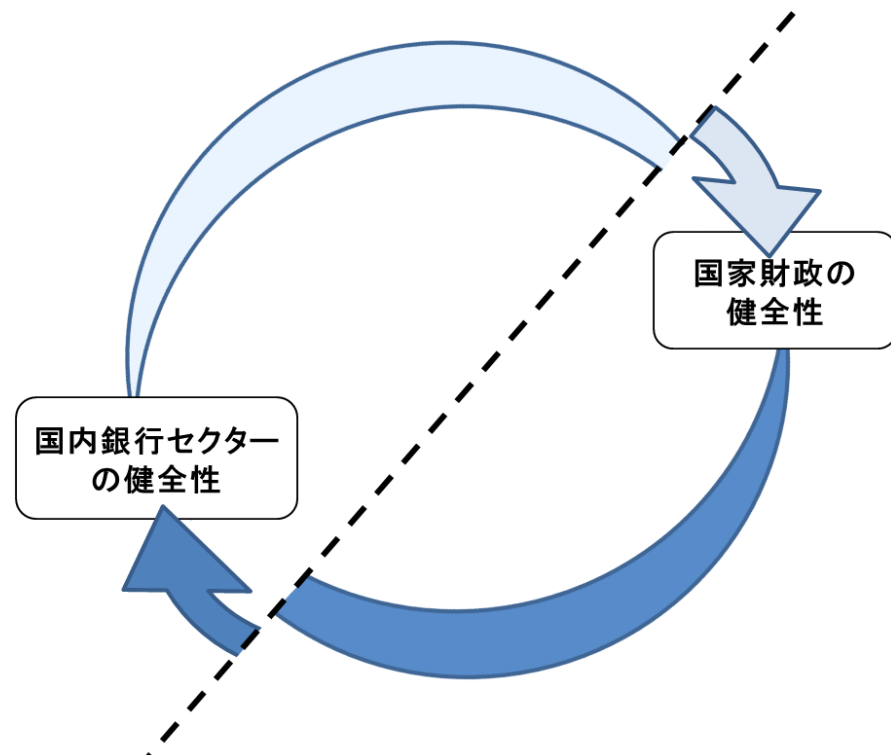
### 1. 銀行同盟の状況

世界金融危機とそれに続く欧州債務危機では、ユーロ圏を中心に、銀行と国家財政が密接につながっており、こうした密接なつながりが引き起こす問題は、簡単に国境を越えて他の EU 加盟国の財政難を引き起こすということが明らかになった。この密接なつながりとは、金融危機の発生を受け国が銀行に公的支援を行ったことで国家財政が悪化し、リファイナンスコストや国債利回りの上昇によって銀行の財務状況も悪化、結果として危機が大きくなる、といった一連の事象のことを指し、「負の連鎖 (doom loop)」ともいわれている。こうした点も踏まえ、EU は、経済通貨同盟 (Economic and Monetary Union) の深化に向けた取り組みの一環として、2012 年に銀行同盟 (Banking Union) の創設に合意、現在も完成に向け取り組みを行っている。

銀行同盟は、参加国における銀行規制の一貫した実施を実現するための枠組みであり、目的は以下の通りである。

- 銀行の健全性を高め将来の金融危機に耐えられるようにすること
- 公的資金が銀行救済に利用される事態を回避すること
- 金融セクターのルールの調和によって市場の分断を解消すること
- ユーロ圏および EU 全体の金融安定性を向上させること

図表 7: 銀行と国家財政の負の連鎖 (doom loop) の切斷



(出所) 欧州委員会“COMPLETING THE BANKING UNION” (2017年10月)を基に作成  
[https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/171011-banking-union-factsheet\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/171011-banking-union-factsheet_en.pdf)

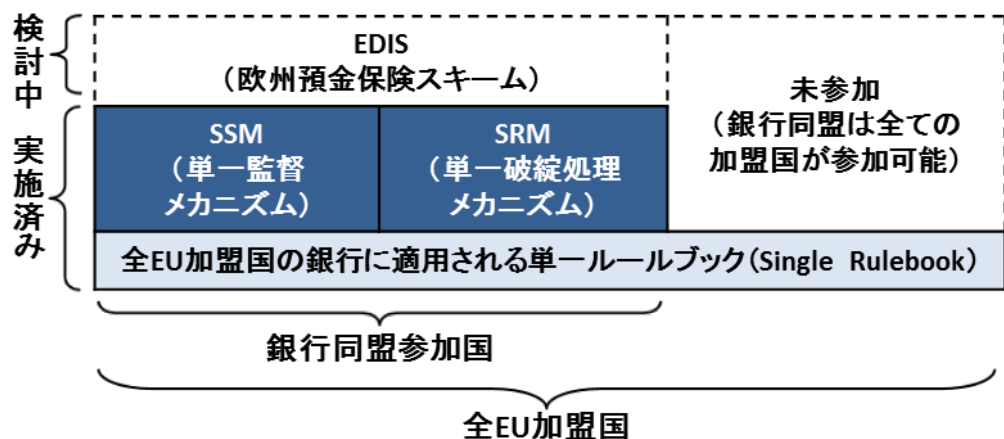
銀行同盟の参加国は以下の通りである。

- ユーロ圏の全ての国
- 銀行同盟に参加することを選択した非ユーロ圏の国

銀行同盟には、全 EU 加盟国に適用される単一ルールブック (Single Rulebook) を土台として以下の 2 つの柱がある。

- 単一監督メカニズム (Single Supervisory Mechanism: SSM)
- 単一破綻処理メカニズム (Single Resolution Mechanism: SRM)

図表 8: 銀行同盟の状況



(出所) 欧州委員会“COMPLETING THE BANKING UNION” (2017年10月)を基に作成  
[https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/171011-banking-union-factsheet\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/171011-banking-union-factsheet_en.pdf)

### (1) 単一監督メカニズム (SSM)

SSM は、2014年11月に導入された欧州の銀行監督の枠組みであり、ECB と銀行同盟参加国の監督当局から構成される。

#### ① 目的

SSM の目的は以下の通りである。

- 欧州の銀行システムの安全性・健全性の確保
- 金融の統合深化と金融安定性の向上
- 一貫した監督の実現

SSM の役割は以下の通りである。

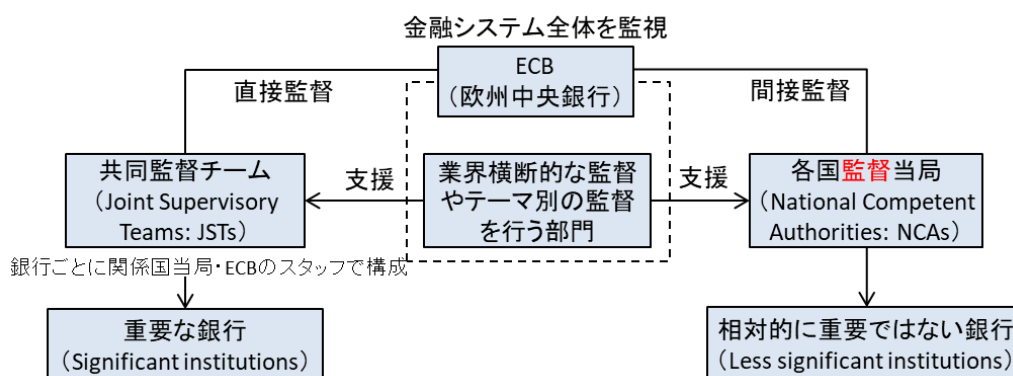
- 銀行による健全性要件の遵守の監督
- 脆弱性の早期発見
- 明らかになった脆弱性を是正するための措置が確実に講じられるようにすること

## ② ECB の役割

ECB は、ユーロ圏の重要な銀行を各国当局と緊密に協力しながら直接監督する。直接監督の対象となる銀行は、(a) 総資産が 300 億ユーロ超、(b) 特定の 1 カ国もしくは EU の経済において影響力が大きい、(c) 総資産が 50 億ユーロ超、かつ、2 国以上の EU 加盟国に対するクロスボーダー資産（或いは負債）の総資産（或いは総負債）に占める割合が 20% 超、(d) 公的支援を申請したか受け入れた機関、のいずれかに該当する銀行であり、その数は 117 行となっている。

一方、相対的に重要ではない銀行については、引き続き各国監督当局が ECB と緊密に協力しながら監督する。ただし、ECB は各国監督当局による監督をモニタリングしており、必要に応じて直接監督に切り替えることができる。

図表 9: SSM（単一監督メカニズム）における役割分担



(出所) ECB“SSM Supervisory Manual”（2018 年 3 月）を基に作成  
<https://www.bankingsupervision.europa.eu/ecb/pub/pdf/ssm.supervisorymanual201803.en.pdf>

ECB は銀行監督に関して以下の権限を有している。

- 審査・実地検査の実施
- 銀行免許の付与・剥奪
- 銀行への一定以上の出資や出資の処分に対する審査
- 銀行による EU 健全性規制の遵守の確保
- 銀行に対する所要自己資本の上乗せ

なお、ECB の銀行監督業務は、ECB に特別に設置された銀行監督委員会が計画・遂行する。銀行監督委員会の委員長・副委員長は EU 理事会により指名され、委員長の解任手続についても欧州議会と EU 理事会が権限を有している。

## ③ 各国監督当局の役割

各国監督当局は相対的に重要ではない銀行を監督する責任があり、消費者保護、マネー・ローンダリング、決済サービス、第三国の銀行の支店、に関する日常の監督業務を遂行している。

## (2) 単一破綻処理メカニズム (SRM)

SRM は、銀行同盟参加国の銀行を対象とする実効的な破綻処理のための枠組みであり、EU レベルの破綻処理当局である単一破綻処理委員会 (Single Resolution Board: SRB) と銀行セクターから資金の拠出を受ける単一破綻処理基金 (Single Resolution Fund: SRF) から構成される。2015 年 1 月に破綻処理計画の準備、情報収集、各国破綻処理当局との協力に関する規定が施行され、2016 年 1 月に破綻処理計画、早期介入、バイルイン (破綻処理における債権者への負担賦課) を含む破綻処理手段に関する規定が施行された。

### ① 目的

SRM の主な目的は以下の通りである。

- 銀行セクターの信頼回復
- 取り付け騒ぎや危機の伝播の回避
- 銀行と国家財政の負の連鎖の極小化
- 域内金融サービス市場の分断の解消

### ② 単一破綻処理委員会 (SRB)

SRB は SRM における主たる意思決定主体であり、業務は以下の通りである。

- 直接的に責任を負っている銀行の破綻処理計画の作成 (これらの銀行には、ECB の直接監督の対象となっている銀行等が含まれる)
- 銀行の破綻処理可能性 (resolvability) の評価と破綻処理計画の採択
- 破綻処理の障害への対処と解消に向けた協力
- MREL の設定
- 早期介入措置のフォローアップ
- 破綻処理の開始の決定 (ECB とともに)
- 破綻処理スキーム (破綻処理手段の適用や SRF の利用に関する内容を含む) の採択
- 各国破綻処理当局との緊密な協力、各国破綻処理当局への指示

SRB の会議には役員会 (Executive Session) と総会 (Plenary Session) の 2 種類があり、このうち役員会は、破綻処理に関する決定を行う。一方、総会は、手続き・予算・投資・スタッフ等のより一般的な事項に関する決定や、一定水準以上の SRF の利用に関する決定を行うほか、SRF による借り入れや事後の特別な拠出金の徴収を認可する。

役員会と総会に共通する参加者は以下の通りである。

- SRB 委員長 (議決権あり)
- SRB 副委員長 (議長が欠席でない限り議決権なし)
- SRB の 4 人の常勤メンバー (議決権あり)



- ECB の代表者 1 名（オブザーバー）
- 欧州委員会の代表者 1 名（オブザーバー）
- 臨時のオブザーバー（必要に応じて）

上記のメンバーに加え、会議の種類に応じて以下の者が議決権のあるメンバーとして参加する。

- 特定の銀行について審議する役員会の場合、関係する国の破綻処理当局の代表者
- 総会の場合、銀行同盟参加国の破綻処理当局の代表者（各国 1 名ずつ）

### ③ 単一破綻処理基金（SRF）

SRF は国家を超えるレベルで設立される基金である。銀行からの拠出金を原資としており、銀行の破綻処理において、バイルイン等のその他の選択肢を使い果たした後利用される。銀行同盟参加国の全ての銀行の預金保険対象預金額の 1%（550 億ユーロ前後と推計されている）を目標として、8 年かけて積み立てが行われる。

個別銀行の拠出額は、銀行同盟参加国の全ての銀行の負債（自己資本と預金保険対象預金を除く）の額に占める当該銀行の負債（自己資本と預金保険対象預金を除く）の割合と当該銀行のリスクの大きさによって決まる。

### ④ 破綻処理の流れ

SRM における破綻処理の流れは以下の通りである。

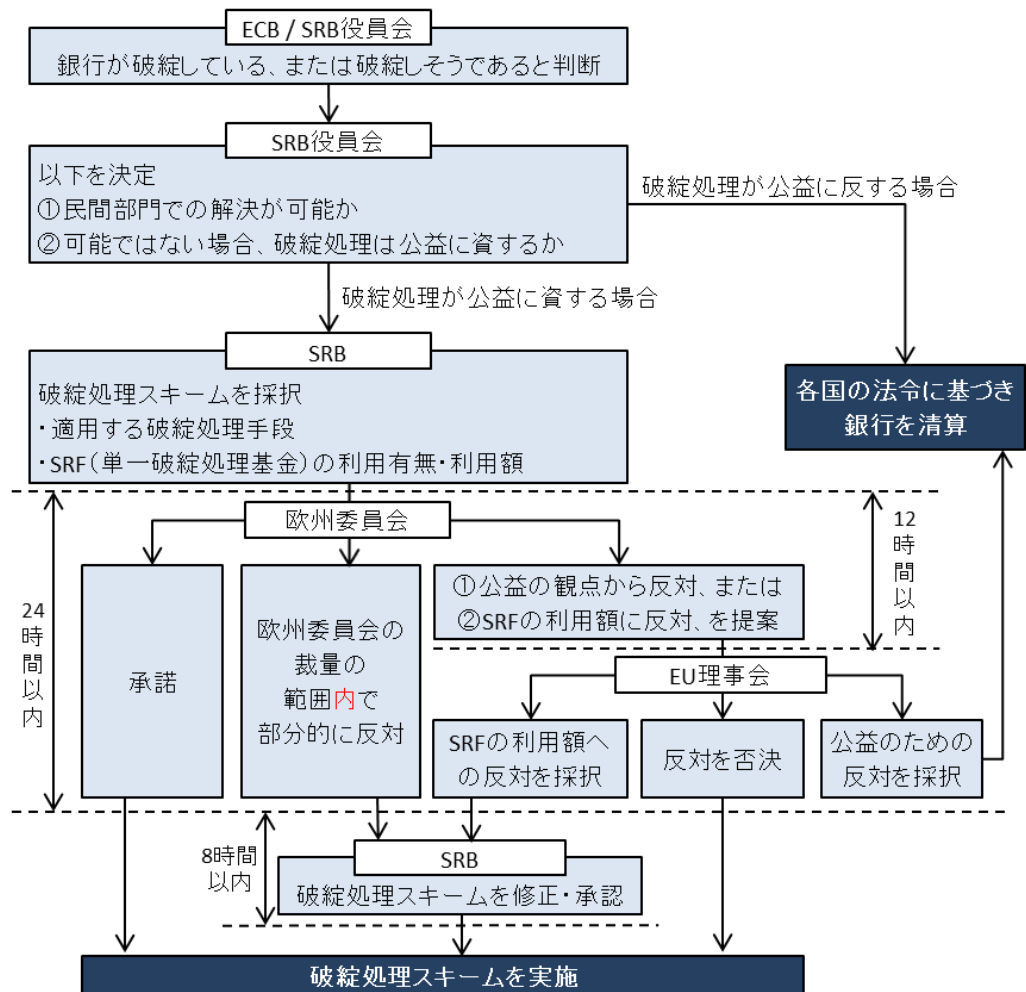
- i. ECB が SRB に「銀行が破綻している、または破綻しそうである」ことを通知する。こうした判断は、ECB が情報の提供を受けてから 3 日以内に対応しなかった場合、SRB の役員会が行うことができる。
- ii. SRB の役員会は、①民間部門での解決が可能か、②可能ではない場合、破綻処理は公益に資するか、を決定する。
- iii. 破綻処理が公益に反すると判断された場合、銀行は各国の法令に基づいて清算される。
- iv. 破綻処理が公益に資すると判断された場合、SRB は破綻処理スキームを採択する。
- v. 破綻処理スキームは SRB の採択後 24 時間以内に発効する。この間に欧州委員会は、当該破綻処理スキームについて、以下のいずれかの対応をとる。
  - 承諾
  - 欧州委員会の裁量の範囲内で部分的に反対
  - ①公益の観点から破綻処理に反対すること、または②SRF の利用額に重大な修正を加えること、を EU 理事会に提案

欧州委員会が①公益の観点から破綻処理に反対すること、または②SRF の利用額に重大な修正を加えること、を EU 理事会に提案する場合、欧州委員

会は、EU 理事会に 12 時間の猶予を与えるため、SRB による破綻処理スキームの採択後 12 時間以内に当該提案を行わなければならない。EU 理事会が破綻処理に反対した場合、その銀行は適用される各国の法令に基づき清算される。

- vi. SRB は、関係国の破綻処理当局によって破綻処理に関する必要な措置が確実に実施されるようにする。

図表 10: SRM（単一破綻処理メカニズム）における破綻処理の流れ



(出所) EU 理事会ウェブサイトを基に作成 (閲覧日: 2019 年 7 月 23 日)  
<http://www.consilium.europa.eu/en/infographics/infographics-srm/>

### (3) 預金保険制度の統一 (EDIS)

現行でも各国の DGS (預金保証スキーム) により銀行ごとに預金者 1 人あたり 10 万ユーロまでの預金が保護されているものの、特定の地域における大規模な危機に対して脆弱であり、銀行と国家財政の負の連鎖を助長している。このため、銀行預金への信頼を確保することにより、銀行への取り付けを防ぎ、金融の安定を維持することを目的として、預金保険制度の統一が検討されている。

欧州委員会は、2015 年 11 月に、ユーロ圏の銀行預金を対象とする欧州預金保険スキーム (European Deposit Insurance Schemes: EDIS) を導入するための法案を

提出した。EDIS は、銀行同盟の第 3 の柱であり、各国の DGS を土台として、ユーロ圏においてより強力かつ統一的な預金保険を提供するものである。当初、欧州委員会は、以下の通り、EDIS を 2017 年から 2024 年にかけて段階的に実施することを提案した。

- i. 再保険 (reinsurance) の段階 (2020 年までの 3 年間) : ペイアウトや破綻処理の局面において、EDIS は、一定額の流動性を供給するとともに、各国の DGS に生じた損失の一定額を負担する。
- ii. 共同保険 (co-insurance) の段階 (2024 年までの 4 年間) : 各国 DGS は自身の資金を使い果たす前であっても EDIS を利用することができる。この 4 年間、各国 DGS に生じた損失を EDIS が負担する割合は徐々に大きくなる。
- iii. 完全保険 (full insurance) の段階 (2024 年以降) : EDIS が完全に預金保険を担う。ペイアウトや破綻処理の局面における全ての流動性不足や損失に対応する。

しかしながら、銀行の不良債権問題や各国による損失負担のあり方等を巡って、欧州議会・EU 理事会における審議は停滞しており、法案は成立していない。これを受けて、欧州委員会は、2017 年 10 月、事態打開のために声明を公表し、以下の事項を提案している。

- EDIS の導入をより漸進的なものにする。
- 再保険の段階においては、EDIS は、流動性を供給するのみで、各国 DGS に生じた損失は負担しない。
- 再保険の段階から共同保険の段階への移行は、銀行の不良債権処理が十分に進展した後とする。

## 2. リテール決済システムの動向

EU は、決済サービス市場の効率化・統合に取り組んでおり、以下を実現する方針である。

- EU 域内の規制の統一
- 決済に関する明確な情報の提供
- 決済スピードの向上
- 消費者の保護
- 幅広い決済サービスの提供

この一環として、EU は、クロスボーダー決済を国内決済と同じように簡便・安全かつ低コストで行うことが可能な単一決済圏の創設を目指している。

### (1) 決済サービスに関する規制

2007年、決済サービスに関する欧州経済領域<sup>14</sup>(European Economic Area: EEA)

<sup>14</sup> EU、アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン。

共通の規制として、第1次決済サービス指令<sup>15</sup> (Payment Services Directive: PSD1) が成立した。PSD1 は、以下をはじめとするあらゆる種類の電子的な決済を対象としている。

- 送金
- デビットカード
- クレジットカード
- オンライン決済

PSD1 では、決済サービス提供者 (Payment Service Provider) が消費者に提供すべき情報や、決済サービスの利用に関する権利と義務が規定された。また、決済サービス提供者間の競争を促進するとともに消費者の選択肢を増やすため、決済サービスを提供できる業者の類型として、それまでの銀行・電子マネー事業者 (Electronic Money Institution) に加え、新たに決済サービス事業者 (Payment Institution) が導入された。

図表 11: PSD1 (第1次決済サービス指令) の概要

	決済サービス提供者 (Payment Service Provider)		
	銀行	電子マネー事業者	決済サービス事業者
免許・登録	免許制 (Authorisation) (注1) (注2)		
業務内容	決済口座サービス		
	資金移動サービス (立替払いを含む)		
	支払手段の発行・管理 (クレジットカード等)		
	電子マネー・プリペイドカードの発行		
	預金・融資 (注1)		
自己資本規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資本金500万ユーロ以上</li> <li>・ 自己資本比率規制 (バーゼルⅢ)</li> </ul> (注1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資本金35万ユーロ以上</li> <li>・ 資本金が未決済電子マネー平均額の2%超等</li> </ul> (注2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資本金2~12.5万ユーロ以上等</li> </ul>
資産保全	預金保険 (注1)	他の財産から隔離、優先弁済 (注3)	

(注1) CRDIVによる。

(注2) 第2次電子マネー指令 (Payment Money Institution Directive 2) による。

(注3) 電子マネー事業者については、第2次電子マネー指令による。

(出所) 金融庁「決済に関する中間的業者に係る欧米における制度面での対応等」

(2016年10月28日、第3回金融制度ワーキング・グループ事務局説明資料) を基に作成

[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/financial\\_system/siryoku/20161028/01.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/financial_system/siryoku/20161028/01.pdf)

## (2) 決済サービスに関する EU 法の見直し

EU は、情報通信技術の革新により、決済サービスを担う新たなプレーヤーが登

<sup>15</sup> DIRECTIVE 2007/64/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 13 November 2007 on payment services in the internal market amending Directives 97/7/EC, 2002/65/EC, 2005/60/EC and 2006/48/EC and repealing Directive 97/5/EC

場したことを踏まえ、2015年に以下を目的とする第2次決済サービス指令<sup>16</sup>（Payment Services Directive 2: PSD2）を採択し、2018年1月に施行した。

- オンライン決済サービス利用の容易性・安全性の向上
- 詐欺・不正利用・障害に対する消費者保護の向上
- 革新的なモバイル決済サービス・オンライン決済サービスの促進
- 消費者の権利の強化
- 各国監督当局の調整と技術的基準策定に係るEBAの役割の強化

これらの目的を達成するため、PSD2は、決済指図伝達サービス提供者（Payment Institution Service Provider: PISP）と口座情報サービス提供者（Account Information Service Provider: AISP）の業者区分を導入した。

図表 12: PSD2（第2次決済サービス指令）の概要

<b>決済サービス提供者 (Payment Service Provider)</b>		
銀行	電子マネー事業者	決済サービス事業者
決済サービス提供者に開設された利用者の決済口座		
↑		
	<b>決済指図伝達サービス提供者 (PISP)</b>	<b>口座情報サービス提供者 (AISP)</b>
<b>業務内容</b>	利用者の依頼による決済指図の伝達	利用者への口座情報の提供等
<b>免許・登録</b>	免許制 (Authorisation)	登録制 (Registration)
<b>財務要件</b>	資本金5万ユーロ以上	なし
<b>資産保全</b>	なし ※利用者から資金預り禁止 ※責任保険への加入義務あり	なし ※責任保険への加入義務あり

(出所) 金融庁「決済に関する中間的業者に係る欧米における制度面での対応等」  
(2016年10月28日、第3回金融制度ワーキング・グループ事務局説明資料)を基に作成  
[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/financial\\_system/siryou/20161028/01.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/financial_system/siryou/20161028/01.pdf)

また、PSD2は、多国間交換手数料規則（Regulation on Multilateral Interchange Fees）を含む立法パッケージの一部であり、当該規則と合わせて、消費者によるデビットカード・クレジットカードを利用した取引に係る手数料に制限を設けるとともに、小売業者に対してこれらのカードを利用する消費者への追加料金の賦課を禁止した。

### (3) 単一ユーロ決済圏 (SEPA)

EUは、消費者・企業・公的機関によるクロスボーダー決済を国内決済と同じように簡便・安全かつ低コストで行えるようにするための取り組みとして、単一ユーロ決済圏（Single Euro Payments Area: SEPA）を推進している。2014年8月を期限としてユーロ圏各国の送金・自動引き落としのスキームがそれぞれSEPAの送金

<sup>16</sup> DIRECTIVE (EU) 2015/2366 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 25 November 2015 on payment services in the internal market, amending Directives 2002/65/EC, 2009/110/EC and 2013/36/EU and Regulation (EU) No 1093/2010, and repealing Directive 2007/64/EC

スキーム（SEPA Credit Transfer scheme: SCT）・自動引き落としスキーム（SEPA Direct Debit scheme: SDD）に移行・統一されたほか、2017年11月にはSCTを土台として、以下の特徴を持つ即時送金スキーム（SEPA Instant Credit Transfer scheme: SCT Inst）が導入された。

- 導入国の決済サービス提供者が任意で参加
- 導入国は2019年12月の時点でユーロ圏の17カ国（オーストリア、ベルギー、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、ラトビア、リトアニア、マルタ、モナコ、オランダ、ポルトガル、スペイン、キプロス、ルクセンブルク、アイルランド）とブルガリア、デンマーク、スウェーデン、イギリス、ポーランド、の計22カ国であり、段階的に他のSEPAを構成する国や地域<sup>17</sup>に拡大する予定
- 送金の依頼者・受取人として利用できるのは、SCT Instに参加している決済サービス提供者と取引がある個人・企業・政府機関
- ユーロ建て送金のスキームであり、1件あたりの送金金額の上限は当初15,000ユーロ
- 送金は10秒以内に完了。つまり、送金の受取人側の決済サービス提供者は、送金の依頼人側の決済サービス提供者に対して、送金開始から10秒以内に①受取人の口座に入金したこと、または②SCT Instによる送金に失敗したこと、を通知しなければならない
- スキーム参加者は、例えば特定の国において、二者間または多者間で、送金時間の上限を10秒よりも短く設定することや送金金額の上限を15,000ユーロよりも高く設定することに合意できる
- スキーム参加者は、SCT Instによる送金を1日24時間、年365日処理できる能力を備えていなければならない

#### (4) フィンテックに関する取り組み

欧州委員会は、2018年3月、フィンテック行動計画（FinTech Action Plan）を採択した。目的は以下の通りである。

- 革新的なビジネスモデルのEUレベルへのスケールアップ
- 金融セクターにおけるブロックチェーン・AI・クラウドサービスをはじめとする新たな技術の取り込みの支援
- サイバーセキュリティの強化と金融システムに対する信頼の向上

行動計画には、以下を含む19のステップが示されている。

- EU当局・加盟国当局が技術提供者と交流することのできる中立的・非営利的な場所を提供するEUフィンテック研究所（EU FinTech Laboratory）の主催
- 欧州の上場企業が公開した情報のデジタル化を促進する最適な方法（各

<sup>17</sup> ユーロ圏23カ国のほか、アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン、スイス、ジャージー等を含む、計37の国と地域。

国データベースを相互に連結する革新的な技術の活用を含む) の検討

- サイバーセキュリティの観点から情報共有のあり方を改善するための研修会の開催
- ESAs のガイダンスに基づくレギュラトリー・サンドボックスに関するベストプラクティスの紹介
- 分散型台帳技術 (distributed ledger technology) やブロックチェーンに関する包括的な戦略の策定

これを受け、EBA はフィンテック・ロードマップ (EBA's FinTech Roadmap) を策定した。ロードマップには、以下のとおり、2018 年・2019 年の EBA の優先事項が記載されている。

- 現在のフィンテック企業の免許取得方法に関する評価を含む、規制の適用対象となる境界のモニタリングや、レギュラトリー・サンドボックスおよびイノベーションハブに関する分析
- 最新のトレンドのモニタリングや、フィンテックの活用が既存の金融機関のビジネスモデルに及ぼす影響および金融機関の健全性に与えるリスクと機会の分析
- サイバーセキュリティの評価に係る監督上のベストプラクティスの促進や、サイバー攻撃の脅威に関する共通のテストの枠組みの促進
- フィンテック企業の不明確な規制上の取り扱いや、消費者への開示のあり方、フィンテック企業が消費者に対して国境を越えたサービスを提供することを妨げる潜在的な障壁、といった消費者に関連する課題への対応
- マネー・ローンダリングやテロ資金供与に関するリスクの特定・評価

< 出所資料一覧 >

【国際機関・外国機関文献・データベース】

- ・ 欧州連合 (EU) [https://europa.eu/european-union/index\\_en](https://europa.eu/european-union/index_en)
- ・ 欧州議会 <http://www.europarl.europa.eu/portal/en>  
“Review of the New European System of Financial Supervision (ESFS) - Part 2: The Work of the European Systemic Risk Board (ESRB)” (2013 年 10 月)
- ・ 欧州理事会・EU 理事会 <http://www.consilium.europa.eu/en/>
- ・ 欧州委員会 [https://ec.europa.eu/commission/index\\_en](https://ec.europa.eu/commission/index_en)  
“New crisis management measures to avoid future bank bail-outs” (2012 年 6 月 6 日)  
“Capital Requirements - CRD IV/CRR – Frequently Asked Questions” (2013 年 7 月 16 日)  
“EU Bank Recovery and Resolution Directive (BRRD): Frequently Asked Questions” (2014 年 4 月 15 日)  
“Deposit Guarantee Schemes – Frequently Asked Questions” (2014 年 4 月 15 日)  
“Markets in Financial Instruments Directive (MiFID II): Frequently Asked Questions” (2014 年 4 月 15 日)  
“A European Deposit Insurance Scheme (EDIS) - Frequently Asked Questions” (2015 年 11 月 24 日)  
“Updated version of first memo published on 15/04/2014 – Banking Union: restoring financial stability in the Eurozone” (2015 年 11 月 24 日)  
“Frequently Asked Questions: Capital requirements (CRR/CRD IV) and resolution framework (BRRD/SRM) amendments” (2016 年 11 月 23 日)  
“Capital Markets Union: Creating a stronger and more integrated European financial supervision” (2017 年 9 月 20 日)  
“COMPLETING THE BANKING UNION” (2017 年 10 月)  
“Frequently asked questions: Financial Technology (FinTech) Action Plan” (2018 年 3 月 8 日)  
“Capital Markets Union: Creating a stronger and more integrated European financial supervisory architecture, including on anti-money laundering” (2019 年 4 月 1 日)  
“Adoption of the banking package: revised rules on capital requirements (CRR II/CRD V) and resolution (BRRD/SRM)” (2019 年 4 月 16 日)
- ・ 外務省 (日本) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html>

【中央銀行・監督官庁・銀行協会等 HP】

- ・ 欧州システミックリスク理事会 (ESRB) <https://www.esrb.europa.eu/home/html/index.en.html>
- ・ 欧州銀行監督機構 (EBA) <http://www.eba.europa.eu/>  
“THE EUROPEAN BANKING AUTHORITY AT A GLANCE” (2016 年)  
“THE EBA’S FINTECH ROADMAP” (2018 年 3 月 15 日)
- ・ 欧州中央銀行 (ECB) <https://www.ecb.europa.eu/home/html/index.en.html>  
“Guide to on-site inspections and internal model investigations” (2017 年 7 月)  
“Guide to assessments of licence applications” (2017 年 9 月)  
“SSM Supervisory Manual” (2018 年 3 月)  
“Completing the Banking Union with a European Deposit Insurance Scheme: who is afraid of cross-subsidisation?” (2018 年 4 月)
- ・ 単一破綻処理委員会 (SRB) <https://srb.europa.eu/>
- ・ 欧州決済委員会 (EPC) <https://www.europeanpaymentscouncil.eu>  
“QUESTIONS & ANSWERS ON THE SEPA INSTANT CREDIT TRANSFER SCHEME” (2017 年 11 月)  
“EPC LIST OF SEPA SCHEME COUNTRIES” (2019 年 2 月 11 日)  
“Sepa Instant Credit Transfer Register of Participants” (2019 年 6 月 14 日)
- ・ 金融庁 (日本) <https://www.fsa.go.jp/>  
決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ (第 11 回) 事務局説明資料「欧米の決済サービスに関する法制度及びインフラ等について」 (2015 年 3 月 24 日)



金融制度ワーキング・グループ（第 3 回）事務局説明資料「決済に関する中間的業者に係る欧米における制度面での対応等」（2016 年 10 月 28 日）